〇特定個人情報保護委員会規則第五号

行 政 手 続 に お け Ź 特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 别 す る た 8 (T) 番 号 \mathcal{O} 利 用 等に 関する法律 平 -成二十 五年 法 律 第二十七号

第 <u>二</u> 十 八 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 漏 え 11 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} 確 保 に 係 る 重 大 な

事 態 \mathcal{O} 報 告 に 関 す る 規 則 を 次 \mathcal{O} ように . 定 め る。

平成二十七年十二月二十五日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定 個 人 情 報 \mathcal{O} 漏 え 1 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} 確 保 に 係 る 重 大 な 事 態 \mathcal{O} 報 告 に 関 す る 規 則

(定義)

第 条 ک \mathcal{O} 規 則に お 1 て 使 用 する 用 語 は、 行 政 手 続 に お け る特 定 \mathcal{O} 個 人 を識 別するため \mathcal{O} 番号の 利 用 等に

関 す る 法 律 以 下 法 とい う。 に お 1 7 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 例 に ょ る。

特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} 確 保 に 係 る 重 大 な 事 態

第二条 法 第二十八 条 \mathcal{O} 几 に 規 定する特 定 個 人情 報 フ ア 1 ル に 記 録 され た特定個 人情報の漏え 1 その他 の特定

個 人情 報 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} 確 保 に係 る 重大 八な事 態 は、 次に 掲 げ うる事 態とする。

次に 掲 げる特定 個 [人情] 報 が 漏 えい (不 正 アクセ ス行為 正 アクセ ス 行為 0 禁止等に 関 す うる法律 (平成

+ 年 法律 第 百二十 ·八号) 第二 条第四 項 に 規 定す る不 正 アク セ ス 行 為 をい う。 に ょ る 漏 え V) その 他 法第

十 九 条 各号 に 該 当 L な 7 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 提 供 を含い む。 Ļ 滅 失 L 又 は 毀 損 し た 事 態

イ 情 報 提 供 ネ ツ 1 ワ ク シ ス テ ム及びこれ に 接 統され た 電 子 計 算 機 に 記 録 さ れ た 特 定 個 人 情 報

口 個 人番 号 利 用 事 務 実 施 者 が 個 人番 号利 用 事務 を処理す るた め に使用さ する情 報 シ ス テ Δ に お 7 て 管理さ

れる特定個人情報

ハ 行 政 機 関 地 方 公 共 団 体、 独 立 行 政 法 人等 及 CK 地 方 独 <u>\f}</u> 行 政 法 人が 個 人番 号関 係 事 務 を 処 理 す る た \Diamond

に 使 用す る 情 報 シ ス テ A 並 び に 行 政 機 関、 地 方 公 共 寸 体、 独立 行 政 法 人等 及 び 地 方 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人 か 5 個

人 番 号関 係 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 委 託 を受 け た者 が 当該 個 人 番 号関 係 事務 を処 理するため に使 用 する情

報 シ ス テ Δ 12 お 1 て管 理 っされ る 特 定 個 人情 報

次 に 掲 げ る 特 定 個 人情 報 に 係 る 本 人 \mathcal{O} 数 が 百 人を超 え る 事 態

1 漏 え 1 滅 失 又 は 毀 損 L た 特 定 個 人 情 報

口 法 第九 条 \mathcal{O} 規定に 反 L て利 利用され た 個 人 番 号を含 む 特 定 個 人 情 報

- ハ 法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報
- 三 個 人 番 号 利 用 事 務 実施 者 又は 個 人番 号関 係 事 務実 施 者 \mathcal{O} 保有する特定 個人情 報 アファ 1 ル に 記 録され 、 た 特

定 個 人 情 報 を 電 磁 的 方法 に ょ ŋ 不 特 定 多数 \mathcal{O} 者 が 閲 覧することができる状態 となり、 か つ、 そ \mathcal{O} 特 定 個 人

情報が閲覧された事態

兀 不正 \mathcal{O} 目 的 をも って、 個 人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個 人情報 フ

ア 1 ル 12 記 録 され た 特 定 個 人情報 を利 用 Ļ 又は 提 供 L た者 が 1 る事 態

(委員会への報告)

第三 条 個 人 番 号利 用 事 務 実施 者 (個 人番号 利用 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は __ 部 の委託を受けた者を除く。 又 は 個 人

番 号関 係 事 務 実 施 者 (個 人番 号関 係 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 委 託 を受けた者 を除く。 は、 前 条各 号に 掲 げ

る 事 態 が 生 じ たときは、 そ \mathcal{O} 事 態 に 関 す Ź 次 に 掲 げげ る 事 項 を 個 人 情 報 保 護 委員 会 に 報 告す るも 0) とする。

- 一概要及び原因
- 二 特定個人情報の内容
- 三 再発防止のためにとった措置

兀 前 三号に 掲 げ る ŧ 0) 0 ほ カン 個 人 情 報 保護委員会が定め る 事 項

2 個 人 番 号 利 用 事 務 \mathcal{O} 全 部 若 L < は 部 \mathcal{O} 委 託 を受け た者 又 は 個 人 番 号関 係 事 務 0 全 部若しく は 部 \mathcal{O} 委

託 を受 け た 者 は 前 条 各 号 に 撂 げ る 事 態 が 生 じ たときは 前 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 法 第 十 条 第 項 に 規 定

す る 個 人 番 号 利 用 事 務 等 \mathcal{O} 委 託 を L た 者 に 報 告 す Ź ŧ \mathcal{O} とし、 同 項 に 規 定 す Ź 個 人 番 号 利 用 事 務 等 \mathcal{O} 委

託

を L た 者 は、 前 項 各 号に 撂 げ る事 項 を 個 人 情 報 保 護 委 負 会に · 報 告 す る ŧ 0 とする。

3 法 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 個 人 番 号 利 用 事 務 又 は 個 人 番 号 関 係 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 委 託 を 受 け た者

لح 4 な さ れ た 者 は 前 条 各 号 に 掲 げ る 事 態 が 生 ľ た とき は 第 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 を そ \mathcal{O} 事 務 を 委 託 L

た 者 及 び 法 第 + · 条 第 項 12 規 定 す Ź 個 人 番 号 利 用 事 務 等 \mathcal{O} 委 託 を L た者 に報告 す Ś Ł \mathcal{O} とし、 同 項 に 規 定

す る 個 人 番 号 利 用 事 務 等 \mathcal{O} 委 託 をし た 者 は 第 項 各号に 掲 げ る 事 項 を 個 人情 報 保 護 委 員 会に 報 告 す Ź ŧ

 \mathcal{O} とす る。 ただ 法 第 + 条 第 項 に 規 定 す る 個 人 番 号 利 用 事 務 等 \mathcal{O} 委 託 を L た 者 は 委 託 \mathcal{O} 内 容 に · 応じ、

法 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 個 人 番 号 利 用 事 務 又 は 個 人 番 묽 関 係 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 委 託 を受 け たとみ

な ささ れ た 者 か 5 \mathcal{O} 報 告 をその 事 務を委託 L た者 を経 由 L て受けることが できる。

(雑則)

第四条 こ の 規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、 個人情報保護委員会が定める。

附則

こ の 規 則 は、 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法律及び行政手 続における特定の 個 人を識別するため Ó 番号の利用

等に関する法律 の 一 部を改正する法律 (平成二十七年法律第六十五号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施

行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について (平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「ガイドライン」という。)を平成 26 年 12 月 11 日に策定・公表した。

ガイドラインの「第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。なお、ガイドラインで用いられている用語については、その例による。

1. 特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置

事業者は、その取り扱う特定個人情報(委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。)について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

- (1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止 責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2) 事実関係の調査、原因の究明 事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合 には、その原因の究明を行う。
- (3) 影響範囲の特定

得る状態に置く。

- (2) で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4) 再発防止策の検討・実施
 - (2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点か ら、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。